

説明資料

〔国際課税〕

令和4年11月4日（金）
財務省

第二 令和時代の税制のあり方

3. 経済のグローバル化やデジタル化等への対応

(2) 国際的な租税回避への対応

従来の国際課税に関する議論は、各国の課税権が重複する場合の二重課税の調整が中心であった。これに対して、2012年（平成24年）にOECD租税委員会で立ち上げられたBEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食・利益移転）プロジェクトは、多国籍企業による税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避あるいは二重非課税の問題に対する積極的な国際協調へ移行したという点において、極めて画期的な取組であった。

2015年（平成27年）の最終報告書の公表以後、BEPSプロジェクトは各国による実施段階に入っている。プロジェクトの立上げ時より主導的役割を果たしてきた我が国は、その合意事項を着実に実施し、企業間の公正な競争条件を整えるべく、累次の国内法改正や租税条約への反映を進めてきた。近年、クロスボーダーの組織再編や資本取引など、企業の国際的な経済活動はますます活発となっており、これに伴い国際課税制度の重要性も高まっている。引き続き、税源浸食・利益移転に適切に対処するため、租税回避の態様に応じた個別的な対応策を丁寧かつ迅速に整備していくことが重要である。

また、いわゆるパナマ文書の流出などにより、脱税や租税回避等のための税務・金融情報の秘匿に対する国際的な批判が高まったこともあり、税務当局間の情報交換を通じた「税の透明性」に関する取組が大きく進んでいる。我が国では、2018年（平成30年）から、OECDが策定した共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換及び多国籍企業情報に関する国別報告事項（CbCR：Country-by-Country Report）の自動的情報交換を開始した。今後、このような交換により取得した情報の効果的な活用が求められる。制度面においても、国際的な議論を踏まえながら、適正・公平な課税の実現に向けて必要な見直しを行っていくべきである。

第二 令和時代の税制のあり方

3. 経済のグローバル化やデジタル化等への対応

(3) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応

経済のデジタル化の進展に伴い、大量のデータや知的財産等の無形財産が新たな付加価値を創出し、生産性を高め、グローバルな経済の成長をもたらす要素となっている。一方、物理的な拠点をなく事業を行う外国企業に対して市場国が適切な法人課税を行えないといった、現行の国際課税原則の問題が顕在化している。「恒久的施設（P E：Permanent Establishment）なければ課税なし」との考え方は、国家間の課税権配分を決定するための基本原則であるが、物理的拠点を有さずに市場国で経済活動を行うビジネスモデルに対応しきれていない。また、企業グループ内取引の国際課税上の利益配分を定める独立企業原則においても、多国籍企業が移転の容易な無形資産によって超過利益を得ている場合や、市場国における活動に係る機能・リスクを限定することで課税される利益が抑えられているような場合、課税権の配分が適切になされるよう機能しているのかについて疑義が生じている。

こうした問題に対して各国が協調せずに個別に対応策をとれば、企業のビジネス展開上の不確実性を増加させ経済活動に負の影響をもたらす。国際的な合意に基づく協調した対応策が採用されることが重要である。こうした観点から、現在、OECDを中心に、以下の二本の柱に基づく解決策が模索されている。

解決策の「第一の柱」として、多国籍企業の経済活動に関して、市場国において創造される価値を勘案し、新しい課税根拠（いわゆるネクサス）や利益配分ルールを通じて市場国に適切な課税権を与える方向での検討が進められている。我が国としては、デジタル・プラットフォーマーの新たなビジネスモデル等に適切に課税できるようにすると同時に、製造業を中心とする投資輸出国であることを踏まえ、市場国に与えられる新たな課税権の対象を適切に設定することが重要である。

解決策の「第二の柱」として、多国籍企業が経済活動の拠点をいかなる国・地域に置くかにかかわらず、最低限の租税を負担することを確保する方策が検討されている。経済のデジタル化により、無形資産等に関連する利益の軽課税国への移転がますます容易になる中、企業の公平な競争環境を整備するとともに、「底辺への競争」とも言われる法人税の引下げ競争に歯止めをかけるべく、国際協調を進めていくことが重要である。

また、新しいルールの導入に当たっては、企業活動における予見可能性を確保することや、コンプライアンス上の過度な負担を課さないように配慮することが必要である。さらに、二重課税が生じないよう、紛争防止・解決メカニズムを強化するべきである。

本年のG20議長国である我が国は、経済のデジタル化に伴う課税上の課題について、国際的な合意に基づく解決策を2020年（令和2年）までにとりまとめるべく、引き続き積極的な役割を果たしていくべきである。また、国内においても、国際的な議論を踏まえながら、適正な課税を確保するための方策について引き続き検討していく必要がある。

1. 国際課税の論点と租税条約の機能

国際課税の基本的考え方

我が国の適切な課税権の確保

我が国経済の活性化

- 国際的な二重課税の調整（外国税額控除制度、外国当局との調整の場の設定等）
- 租税条約等による外国当局との間の情報交換ネットワークの構築
- 国際的租税回避への対応（移転価格税制等）
- 経済のデジタル化やグローバル化に対応した国際課税ルール構築に向けた多国間の取組（BEPSプロジェクト、経済のデジタル化に伴う課税上の課題）
- 税制面での公平な競争条件の確保
- 租税条約等による投資交流の促進

課税権の確保と調整：「居住者」と「非居住者」

我が国の課税権：

⇒ 居住者・内国法人は全世界所得、非居住者・外国法人は国内源泉所得。

我が国課税権の範囲	所得源泉地	
	日本	外国
居住者・内国法人：全世界所得課税（①+②）	①国内源泉所得	②国外源泉所得
非居住者・外国法人：国内源泉所得のみ課税（③）	③国内源泉所得	④国外源泉所得

○ 各国の課税権が競合すると、国際的な二重課税が発生することとなるが（上記②、③の領域）、その調整は原則として居住地国が行うこととされている。

- ・ ②について、我が国は、外国税額控除制度及び外国子会社配当益金不算入制度により調整。
- ・ ③について、相手国は、概ね、外国税額控除制度若しくは国外所得免除制度で調整。
- ・ 通常、租税条約において、これらの二重課税の調整義務及びその具体的な方法が規定される。

課税権の確保と調整：「居住者」と「非居住者」

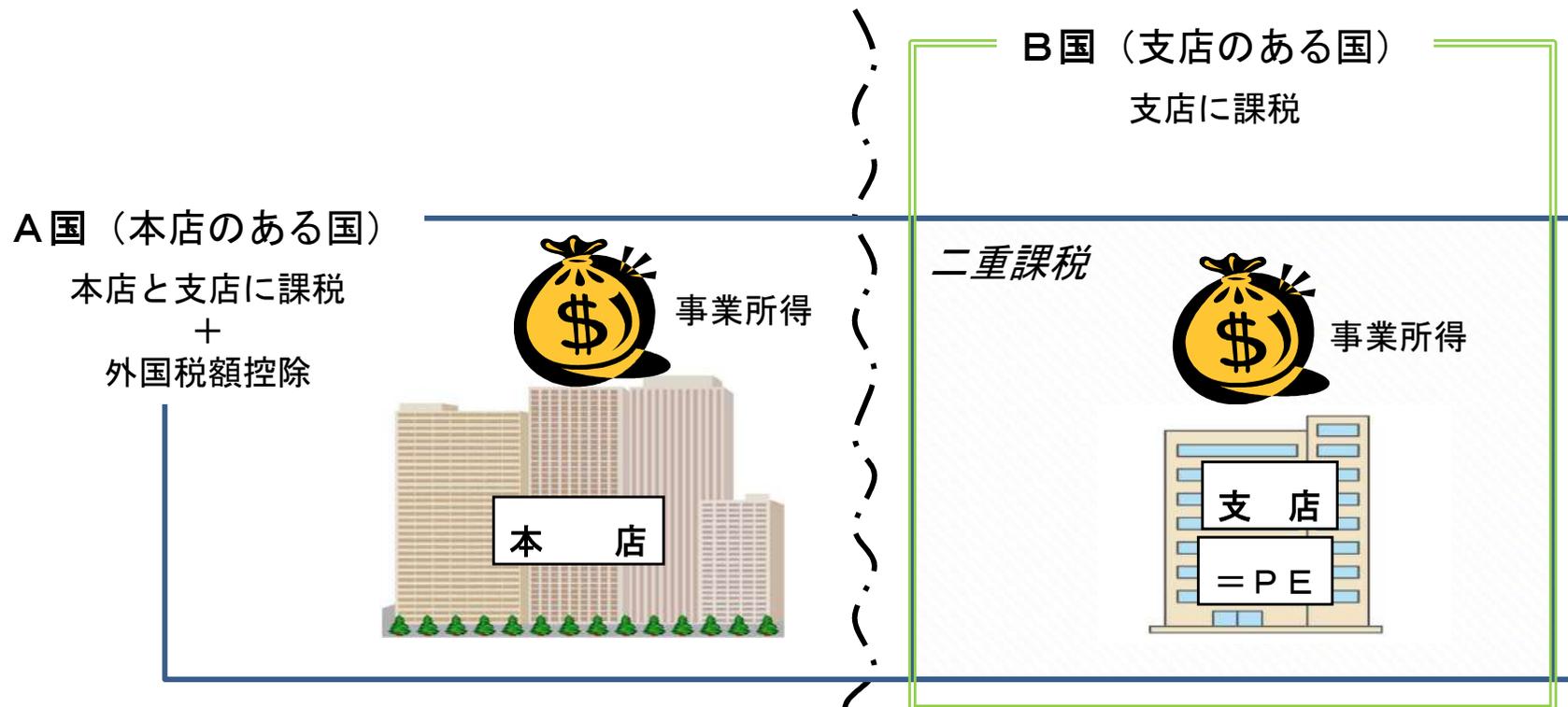
個人納税者・・・所得税法

納税者の区分		課税所得の範囲
居住者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内に住所を有する個人 ○ 現在まで引き続き1年以上住所を有する個人 	○ すべての所得（全世界所得）
非永住者	○ 日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得（国内払い・国内送金分に限る）
非居住者	○ 居住者以外の個人	○ 国内源泉所得のみ

法人納税者・・・法人税法

納税者の区分		課税所得の範囲
内国法人	国内に本店又は主たる事務所を有する法人	全ての所得（全世界所得） ※ただし、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当については、その95%相当額を益金不算入。
外国法人	内国法人以外の法人	国内源泉所得のみ

課税権の確保・調整： PEなければ課税なし



国内に支店等の恒久的施設 (PE: Permanent Establishment) がある場合にのみ、その支店の事業所得に課税することができる。